

お 客 さ ま へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

積立預金〈愛〉は、この規定書の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひ一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

I. 積立預金〈愛〉規定

1. (預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1口5,000円以上1,000万円未満で1,000円単位とします。
- (2) この預金は口座振替のほか現金、小切手その他直ちに取り立てのできる証券類により、この預金の取引店のほか当行が定めた本支店で預入れることができます。この場合は、かならず通帳を持参してください。
- (3) 現金自動預金・支払機（以下「預金機」といいます。）による預入れについては、1口あたりの預入れ金額は、その預金機に表示された金額の範囲内とし、預金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。
- (4) この預金口座には、あらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用を受けるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れ証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、当該受入れをした本支店で返却します。

3. (口座開設)

- (1) この預金は、個人のお客さまが口座を開設することができます。
- (2) この預金の口座開設にあたっては、第4条記載の預金種類を選択するとともに、口座振替依頼書による口座振替の手続が必要です。この手続により、口座振替の引落指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）・振替日・振替金額等を指定してください。
- (3) 口座開設時に口座振替依頼書により指定した事項を変更する場合、および口座振替を中止する場合には、当行所定の書面によってこの預金の取引店のほか当行が定めた本支店窓口へ届出てください。

4. (預金の種類)

この預金には、一般型、満期日指定型、目的受取型（受取日指定方式・受取サイクル指定方式）の型区分があります。口座開設時にいずれかを選択してください。ご指定の型区分により第5条から第7条のとおり取扱います。

5. (一般型の取扱い)

(1) 積立期間

積立期間は口座振替を開始した日から1年以上とします。積立期限は定めません。

(2) 預金の取扱方法

- ① 預入れのつど、一回の預入れ金額に応じて、次のとおり期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といい、期間3年の場合は「スーパー定期（複利型）」、期間3年以外の場合は「スーパー定期（単利型）」と読み替えるものとします。以下同じ。）としてお預かりします。

A. 一回の預入れ金額が、50万円未満の場合

預入日の3年後の応当日を満期日とする元利継続扱いの期日指定定期預金を作成します。

B. 一回の預入れ金額が、50万円以上300万円未満の場合

口座開設時に指定いただく預入期間（3ヵ月・6ヵ月・1年・3年から選択していただけます。選択していただいた預入期間を以下「予約預入期間」といいます。）、および満期時の継続方法（元利継続か元金継続を選択していただけます。選択していただいた継続方法を以下「予約継続方法」といいます。）にて、スーパー定期を作成します。ただし、スーパー定期の利率（期間が3年の場合は、スーパー定期（複利型）の当行店頭掲示利率に基づき、6ヵ月複利の方法により計算した3年間の年平均利回り）と期日指定定期預金の利回り（当行店頭掲示の2年もの利率に基づき、1年複利の方法により計算した3年間の年平均利回り）を比較し、期日指定定期預金の利回りが高い場合は、預入日の3年後の応当日を満期日とする元利継続扱いの期日指定定期預金を作成します。

C. 一回の預入れ金額が、300万円以上1,000万円未満の場合

予約預入期間および予約継続方法にて、スーパー定期を作成します。

- ② 各定期預金の満期日が到来した場合は、前号にしたがって自動継続します。なお、満期日が銀行休業日となる場合は、翌営業日に満期日付で継続します。

(3) スーパー定期等の自動作成

前項で作成（または継続）した各定期預金のうち、当行所定の条件に該当する定期預金を合算のうえ、1口のスーパー定期を自動作成し、お預かりします。（ただし、所定の利回りを比較したうえで、期日指定定期預金を作成する場合があります。本項により自動作成する定期預金を以下「スーパー定期等」といいます。）

① 合算の対象となる定期預金

- A. 据置期間（1年）を経過した期日指定定期預金（ただし、本項第3号A.ア.(イ)の年平均利回りが、自動作成されるスーパー定期の利率（予約預入期間が3年の場合は本項第3号A.ア.(ア)の年平均利回り）を上回る場合は、当該期日指定定期預金は合算の対象としません。）
- B. 満期日が到来したスーパー定期

② 自動作成日

各月の当行所定の指定日、またはスーパー定期の満期日（継続したときは、その満期日）とします。なお、自動作成日が銀行休業日となる場合は翌営業日に自動作成日付で取扱います。

- ③ 合算後に自動作成する定期預金の種類
- A. 合算後の元金が、50万円以上300万円未満の場合
 予約預入期間・予約継続方法にてスーパー定期を自動作成します。ただし、予約預入期間に応じて、以下のとおり取扱います。
- ア. 予約預入期間が3年の場合
 次の(ア)、(イ)により算出した利回りを比較し、(イ)の利回りが高い場合は期日指定定期預金を自動作成します。
 (ア)、スーパー定期(複利型)の当行店頭揭示利率に基づき、6ヵ月複利の方法により計算した3年間の年平均利回り
 (イ)、期日指定定期預金利率(当行店頭揭示の2年もの利率)に基づき1年複利の方法により計算した3年間の年平均利回り
- イ. 予約預入期間が3年以外の場合
 スーパー定期(単利型)の当行店頭揭示利率と期日指定定期預金の本号A.ア.(イ)の年平均利回りを比較し、本号A.ア.(イ)の利回りが高い場合は期日指定定期預金を自動作成します。
- B. 合算後の元金が、300万円以上1,000万円未満の場合
 予約預入期間・予約継続方法にてスーパー定期を自動作成します。
- C. 合算後の元金が、50万円未満もしくは1,000万円以上の場合
 合算はせず、スーパー定期等の自動作成は行いません。
- ④ 前3号によりスーパー定期等を自動作成する場合、第9条の定めにかかわらず、この預金口座の通帳および請求書の提出は不要なものとして取扱います。また、スーパー定期等の印鑑は、この預金の届出印鑑と同一とします。
- ⑤ 少額貯蓄非課税制度の適用をうける場合、スーパー定期等の自動作成によって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、スーパー定期等の自動作成は行いません。

(4) 払戻方法

- ① この預金は受取日を定めません。受取日を定める場合は、この預金の口座種類を満期日指定型に変更する旨を、当行所定の書面によってこの預金の取引店のほか当行が定めた本支店窓口へ届けてください。変更後の取扱は第6条の定めに従います。
- ② この預金を払い戻す場合は第9条の手続を行ってください。
- ③ この預金に預け入れた定期預金をすべて払い戻したのち1年間、新たな定期預金の預け入れがないときには、この預金口座を解約することがあります。この場合、この預金口座の通帳は無効になります。

6. (満期日指定型の取扱い)

(1) 受取方法の指定

口座開設時に、この預金の受取方法として受取開始日・受取回数・受取口座を指定してください。なお、受取回数は40回以内、受取間隔は3ヵ月ごとになります。

(2) 積立期間

この預金は、口座振替を開始した日から20年以内かつ、受取開始日の1ヵ月前まで預入れることができます。

(3) 預金の取扱方法

口座開設日から、受取開始日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

- ① 預入れ(次号に規定する継続を含みます。)のつど、預入日から受取開始日までの期間に応じて、期日指定定期預金またはスーパー定期としてお預かりします。
- ② 前号の各定期預金の満期日が受取開始日より前に到来する場合は、その元利金の合計額をもって、前号にしたがって、自動継続します。なお、満期日が銀行休業日となる場合は翌営業日に満期日付で継続します。継続により、元金が1,000万円以上となる場合は、継続しません。

(4) 払戻方法

- ① 受取開始日に、この預金の元利金合計額を受取回数で除した金額(100円未満は切捨てとし、この金額を本条において以下「受取金額」といいます。)を、受取口座へ自動入金する方法により払い戻します。(受取回数を1回とした場合は、この預金の元利金全額を受取口座へ自動入金します。)なお、受取開始日が銀行休業日となる場合は翌営業日に受取開始日付で取扱います。
- ② 前号の後、受取金額を預入金額とし、預入金額ごと受取開始日の各3ヵ月後の各応答日(この日を本条において以下「受取日」といいます。)を各満期日とする期日指定定期預金またはスーパー定期としてお預かりします。
- ③ 受取金額の算出に際して100円未満の端数が生じた場合、その端数の合計金額については、前号で作成する定期預金のうち所定の定期預金(受取回数が12回以下の場合は最終の受取日に受け取るべき定期預金、受取回数が13回以上の場合は13回目以降に受け取るべき定期預金)の元金に組入れ、当該受取日までお預かりします。
- ④ 2回目以降の各受取日に第2号により作成した各定期預金の元利金を受取口座へ自動入金する方法により払い戻します。なお、受取日が銀行休業日となる場合は翌営業日に受取日付で取扱います。
- ⑤ 最終の受取日には、この預金の元利金全額を受取口座へ自動入金します。この預金の最終の受取日以降、この預金口座に残高はありませんのでこの通帳は無効となります。

7. (目的受取型の取扱い)

(1) 受取方法の指定

口座開設時に、この預金の受取方法として「受取日指定方式」と「受取サイクル指定方式」のいずれかを選択してください。選択する方式により、預金の受取方法、積立期間等が異なります。

① 受取日指定方式の場合(受取日を指定し、預金を受け取る方式)

- A. 受取日として、口座振替が開始された日から1ヵ月以上経過した日で、かつ口座開設日から20年以内の任意の日を指定してください。なお、受取日は3回まで指定でき、受取間隔は1ヵ月以上とします。
- B. 受取口座は指定預金口座と同一とします。
- C. 受取日を複数回指定する場合は、1回あたりの受取金額(1,000円以上1,000円単位)を指定してください。
- D. この預金は最終の受取日(以下「最終受取日」といいます。)の1ヵ月前まで預入れることができます。

② 受取サイクル指定方式の場合(一定間隔で、あらかじめ指定した金額を受け取る方式)

- A. 初回受取日は、口座振替が開始された日から1ヵ月以上経過した日を指定してください。
- B. 受取サイクルを、6ヵ月・1年・2年・3年の各サイクルより指定してください。初回受取日からご指定のサイクル経過後の各応答日が受取日となります。
- C. 受取口座は指定預金口座と同一とします。
- D. 1回の受取金額(1,000円以上1,000円単位)を指定してください。

E. この預金は、口座開設時に最終受取日を定めません。後日、最終受取日を定める場合は、この預金の取引店のほか当行が定めた本支店に申出てください。この場合、この預金は最終受取日の1ヵ月前まで預入れることができます。

(2) 預金の取扱方法

口座開設日から受取日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

- ① 預入れ（次号に規定する継続を含みます。）のつと、預入日から受取日までの期間に応じて、期日指定定期預金またはスーパー定期としてお預かりします。
- ② 前号の各定期預金の満期日が受取日より前に到来する場合は、その元利金の合計額をもって、前号にしたがって、自動継続します。なお、満期日が銀行休業日となる場合は翌営業日付で継続します。継続により、元金が1,000万円以上となる場合は、継続しません。

(3) 払戻方法

各受取方式にしたがい、受取日に指定預金口座へ自動入金することにより払い戻します。なお、受取日が銀行休業日となる場合は翌営業日に受取日付で取扱います。

① 受取日指定方式の場合

- A. 受取日に、ご指定の受取金額を払い戻します。なお、ご指定の受取金額の払い戻しにあたり、その一部のみを払い戻した定期預金は、残額を次回受取日までの期間に応じて、前項にしたがってお預かりします。
- B. 受取日に、払戻可能な預金の合計額がご指定の受取金額に満たない場合は、払戻可能な定期預金の元利金全額を払い戻します。なお、預入日から受取日までの期間が1ヵ月に満たない定期預金は払戻可能な預金に含みません。
- C. 最終受取日および受取回数を1回と指定された場合は、この預金の元利金全額を払い戻します。払い戻しと同時にこの預金は自動的に解約となり、以後の積立は行いません。

② 受取サイクル指定方式の場合

- A. 各受取日に、ご指定の受取金額を払い戻します。なお、ご指定の受取金額の払い戻しにあたり、その一部のみを払い戻した定期預金は、残額を次回受取日までに応じて、前項にしたがってお預かりします。
- B. 各受取日に、払戻可能な預金の合計額がご指定の受取金額に満たない場合は、払戻可能な定期預金の元利金全額を払い戻します。なお、預入日から受取日までの期間が1ヵ月に満たない定期預金は払戻可能な預金に含みません。
- C. 最終受取日を指定された場合は、最終受取日にこの預金の元利金全額を払い戻します。払い戻しと同時にこの預金は自動的に解約となり、以後の積立は行いません。

8. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 当該1口の預金が期日指定定期預金の場合

その預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満 店頭に表示する「2年未満」の利率
- B. 2年以上 店頭に表示する「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

② 当該1口の預金がスーパー定期の場合

その約定日数について、預入日における店頭に表示する利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算します。

(2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合および第10条の定めにより解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 当該1口の預金が期日指定定期預金の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

期間	利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%

② 当該1口の預金がスーパー定期の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算します。

A. スーパー定期（単利型）

期間	利率
6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
1年以上3年未満	約定利率×70%

B. スーパー定期（複利型）

期間	利率
6ヵ月未満	利率解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (5) 少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合、利息の組入れによって、この口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、本規定の定めにかかわらず、利息は元金に組入れることなく、あらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (お客さまからの預金の解約、一部払戻し)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 解約
- ① この預金を解約するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - ② 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
 - ③ 前2号の解約の手続に関して、当行は、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
- (3) 一部払戻し
- ① この預金は払戻しをする定期預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を払戻請求することはできません。この場合、1口ごとの元利金累計額が払戻請求書記載の金額以上になるまで、取扱番号の小さい順にこの定期預金を解約し、払戻しをします。
 - ② 前号の順序で最後に解約することとなった定期預金は、次により解約します。
 - A. その定期預金が期日指定定期預金で据置期間を経過しており、かつその定期預金の金額が1万円以上の場合、次の金額。
 - ア. その定期預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - イ. その定期預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額。ただし、その預金の全額からのその払戻請求額を差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合は、その定期預金の全額。
 - B. その定期預金が上記A.以外の場合は、その定期預金の全額。

10. (当行からの預金の解約)

- (1) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第12条第1項で定める各種確認や提出された資料が偽りであると認められる場合。
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ⑥ 第12条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) 以下①および②のうちいずれか後の日から10年を経過した場合には、この預金口座にかかる取引は終了します。ただし、当行所定の場場合にはこの限りではありません。また、法令に基づく場合には、当行はこの預金口座を解約できるものとします。
- ① 預金明細のうち最後の初回満期日
 - ② すでに支払われた預金の最後の支払日

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. (取引等の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

- (4) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (印鑑照合)

- (1) 請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
- (2) 第9条第2項第2号に基づき届出の印章の押捺を受けなかった場合においても、請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. (盗難通帳による払戻し)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前項本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の定めは、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと - ② 通帳の盗取が、戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに附随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の定めにもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の定めにより補てんを行ったときは、当行は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

18. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

19. (通帳の記載方法)

- (1) 第5条第2項第2号、第6条第3項第2号、第7条第2項第2号により継続した場合、継続された各別の定期預金についての支払記帳はいたしません。
- (2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これを合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「お預かり残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預かりしている定期預金の総額をご記帳いたします。

20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なくいぎ異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

21. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- ① 払戻し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当行が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 預金者等から、この預金について休眠預金等活用法第3条第4項に規定する情報の提供の求めがあったこと（この預金が同条第1項にもとづく公告の対象となっている場合に限り。）
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

22. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 前条（「休眠預金等活用法に係る異動事由」）に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ② この預金が、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - ③ 法令、または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができる場合に限り。） 当該入出金が行われた日または当該入出金が行われないことが確定した日

23. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払いを受けることができます。

24. (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページに掲示することその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

Ⅱ. 「積立預金〈愛〉目的受取型（無通帳式）」に関する追加規定

1. (この追加規定の適用範囲)

- (1) この追加規定は、「積立預金〈愛〉目的受取型（無通帳式）」について適用します。
- (2) この追加規定に定めがない事項に関しては、積立預金〈愛〉規定および関連する諸規定を適用します。
- (3) この追加規定と積立預金〈愛〉規定とで異なる定めがある場合は、この追加規定の定めを優先します。

2. (定義)

- (1) この預金は、積立預金〈愛〉規定第7条に定める「目的受取型」として取扱います。
- (2) この預金は、通帳は発行しません。通帳を発行しないことに伴い、この預金は積立預金〈愛〉規定の第1条第2項は適用されません。
- (3) この預金は、しずぎんダイレクトバンキングサービス（以下「しずぎんダイレクト」といいます。）により、パソコンや電話等から当行所定の方法で、この預金の口座開設・預入れ・払戻し・解約の手続を行います。当行本支店窓口での預入れ、払戻しはできません。また、預金機では一切の手続ができません。

3. (口座開設)

- (1) この預金の口座開設にあたっては、口座振替依頼書またはしずぎんダイレクトによる口座振替の手続が必要です。この手続により、口座振替の引落指定預金口座（以下「指定預金口座」といいます。なお、しずぎんダイレクトの代表口座と同一とします。）・振替日・振替金額等を指定してください。
- (2) 口座開設時に前項により指定した事項を変更する場合、および口座振替を中止する場合には、しずぎんダイレクトでお手続きください。

4. (預入れ等)

- (1) この預金を預入れいただくには、あらかじめ「しずぎんダイレクト」のご契約が必要となります。
- (2) この預金の預入れは、積立預金〈愛〉規定第1条第1項の定めに関わらず、1口1,000円以上1,000万円未満で1,000円単位とします。
- (3) この預金は口座振替のほか、随時、しずぎんダイレクトで預入れることも可能です。
- (4) この預金口座は、積立預金〈愛〉規定第1条第4項の定めに関わらず、少額貯蓄非課税制度を利用できません。
- (5) 受取方法として受取日指定方式を選択する場合、積立預金〈愛〉規定第7条第1項第1号の定めに関わらず、受取日は1回のみ指定できます。

5. (解約)

この預金を解約する場合は、積立預金〈愛〉規定第9条第2項第1号の定めに関わらず、当行所定の請求書に届出の印鑑により記名押印して、この預金の指定預金口座のキャッシュカードとともに当行本支店窓口へ提出してください。なお、しずぎんダイレクトでの解約手続も可能です。

以 上